

意見書

皆さんの声を国・県へ届けました



政党助成金を廃止し、東日本大震災被災者救援に充てることを求める意見書

政党助成金は、金権政治に対する国民の批判を背景に「政治改革」関連法で小選挙区制とセットで、企業・団体献金も自粛する流れの中で導入され、1995年に実施されてから昨年までの16年間で26党に5,038億円の巨費に達している。

ところが、現在、政党助成金を受け取っている政党のほとんどが企業や団体からの献金を受け取るようになってきている。企業・団体献金を受け取りながら政党助成金を受け取り続けることは国民を欺くものである。

総務省が民主党・自由民主党・公明党・社会民主党・みんなの党・国民新党・新党日本・新党改革・たちあがれ日本の9党に支給した昨年1年間の政党助成金総額は319億4,200万円にのぼる。民主党は171億516万円、自由民主党は102億6,381万円、党本部に占めるその割合は民主党83.8%、自由民主党70.9%となっている。このように、政党の財政の主要な部分が公費によって賄われているような現状は、政党が国民から遊離し、政治家が国民視線を忘れて墮落し、国民の政治離れを作り出しているともいえる。

また、本来、国庫に返納しなければならない政党助成金の残高を44億円(09年の残高)も貯めこみ、飲み食いや有力議員に分配されたという報道さえある。国民の税金は、本来、教育や医療など国民のために使うべきである。しかも、国民の多くが貧困に苦しんでい

る時に、政党が税金を食いつぶすのは犯罪的ですらある。3月11日発生した東日本大震災は、1万人を超える死者や津波による壊滅的な被害だけでなく、原発事故の収束見込みさえない状態の中で、塗炭の苦しみを強いられている多くの被災者を思うとき、本町議会はますますその念を強くもつものである。

施行後16年の節目を迎えている政党助成金制度について、きちんと検証するとともに、この際廃止の方向を明確に打ち出してこそ、国民の政治への信頼を取り戻すことができると信ずる。

よって、本町議会は政党助成金について、下記のとおりに要望するものである。

記

- 一、違法性の高い残金基金は直ちに返納手続きを進めるとともに、平成23年度以降についてはこの制度を廃止すること。
- 一、返納と廃止によって確保した税金は東日本大震災被災者救援に充てること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年6月17日

奈良県広陵町議会

(送付先 内閣総理大臣・総務大臣・法務大臣・内閣官房長官・財務大臣)

公立学校施設における防災機能の整備の推進を求める意見書

これまで公立学校施設は大規模地震や豪雨等の非常災害時には地域住民の防災拠点として中心的な役割を担ってきました。

この度の東日本大震災においても、多くの被災住民の避難場所として利用されるとともに、必要な情報を収集また発信する拠点になるなど様々な役割を果たし、その重要性が改めて認識されています。しかし一方で、多くの公立学校施設において、備蓄倉庫や自家発電設備、緊急通信手段などの防災機能が十分に整備されていなかったため、避難所の運営に支障をきたし、被災者が不便な避難生活を余儀なくされるなどの問題も浮き彫りになりました。こうした実態を踏まえ、現在、避難所として有すべき公立学校施設の防災機能の在り方について、様々な見直しが求められています。

政府は、公立学校施設の学校耐震化や老朽化対策等については、地方自治体の要望に応え、毎年予算措置等を講ずるなど、積極的な推進を図っていますが、本来これらの施策と並行して全国的に取り組まなければならない防災機能の整備向上については、十分な対策が講じられていないのが実情です。

よって、政府におかれては、大規模地震等の災害が発生した際、公立学校施設において、地域住民の「安全で安心な避難生活」を提供するために、耐震化等による安全性能の向上とともに、防災機能のいっそうの強化が不可欠であるとの認識に立ち、以下の項目について、速やかに実施するよう強く要望します。

記

- 一、公立学校施設を対象として、今回の東日本大震災で明らかになった防災機能に関する諸課題について、阪神・淡路大震災や新潟県中越沖地震など過去の大規模災害時における事例も参考にしつつ、十分な検証を行うこと
- 一、公立学校施設を対象として、避難場所として備えるべき、必要な防災機能の基準を作成するとともに、地方公共団体に対し、その周知徹底に努め、防災機能の整備向上を促すこと
- 一、公立学校施設を対象として、防災機能の整備状況を適宜把握し、公表すること
- 一、公立学校施設の防災機能を向上させる先進的な取り組み事例を収集し、様々な機会を活用して地方公共団体に情報提供すること
- 一、公立学校施設の防災機能向上に活用できる国の財政支援制度に関して、地方公共団体が利用しやすいよう、制度を集約し、窓口を一元化すること
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年6月17日

奈良県広陵町議会

(送付先 内閣総理大臣・文部科学大臣・国土交通大臣・総務大臣)

脱原発方針の確立を求める意見書

福島第一原子力発電所の事故は、原発の危険性を国民の前に事実をもって明らかにしました。

現在の原発の技術は本質的に未完成で、きわめて危険なものです。原発は莫大な放射性物質(死の灰)をかかえています。それをどんな事態が起きても閉じ込めておく完全な技術は存在しません。そして、ひとたび大量の放射性物質が放出されれば、被害は深刻かつ広範囲で、将来にわたっても影響を及ぼします。

そうした原発を、世界有数の地震・津波国であるわが国に、集中的に建設することは危険さきまりないことです。日本に立地している原発で、大地震・津波にみまわれる可能性がないと断言できるものは一つもありません。歴代政府が、「安全神話」にしがみつき、繰

り返しの警告を無視して安全対策をとらなかつたことが、どんなに深刻な結果をもたらすかも明瞭となりました。

よって本町議会は、下記のとおりに要求します。

記

- 一、日本政府が脱原発方針の確立を決断し、原発をゼロにする期限を決めたプログラムをつくること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年6月17日

奈良県広陵町議会

(送付先 内閣総理大臣・経済産業大臣)

東日本大震災の復興支援と住民合意を尊重した復興ビジョン策定を求める意見書

本年3月11日に発生した東日本大震災は、日本の観測史上最大のマグニチュード9.0を記録した。巨大津波は東北地方や関東・北海道に至る広い地域に甚大な被害をもたらし、尊い人命が数多く失われ、まだ8千人近くが行方不明となっている。被災された方々は、今なお不自由な避難生活を余儀なくされており、一日も早い生活再建と被災地の復旧・復興が強く求められている。

これらの復旧・復興を進めるに当たり重要なことは、被災者が再出発できる生活基盤を回復することである。それは憲法が保障する幸福追求権(13条)、生存権(25条)に照らしても当然の国の責務である。さらに、復興の進め方について「計画をつくるのは住民合意で、実施は市町村と県・国が連携して、財政の大半は国の責任で」ということを原則にすべきである。大震災で破壊されたまちをどのように再建するかについて、上からの画一的なモデルの押し付けでなく、それぞれの地域の実情に応じた復興プランを地域の住民合意で作上げ、これを応援していくことが国の姿勢としても重要である。

このため、激甚災害指定や被災者生活支援制度の拡充はもとより、新たな法制度による措置等従来の災害復旧支援を超えた対策が求められており、また今回の大震災が史上まれにみる広域かつ複合的な

災害であることから、既存制度の枠組みを超える対策を実施することを求める。

さらに、高濃度の放射能汚染が生じた「東京電力福島第一原子力発電所」の事故対応では、国の責任のもと、正確な情報を国民に明らかにし、最終的な収束まで予断を許さず、徹底した対策を講ずるべきである。

仮設住宅の早期建設、事業者への債務の凍結・免除で「マイナスでなくゼロからのスタートを」実現する課題、当面の生活を支える緊急の雇用対策、医療・介護・福祉・教育などのちと暮らしを支える基盤を再構築する課題などで、住民合意による具体的総合的なビジョンを策定し実施することが今緊急に求められる。

よって、政府においてはこれらの取り組みを抜本的に支援する活動を飛躍的に高めることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年6月17日

奈良県広陵町議会

(送付先 衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・内閣官房長官)